

## 平成30年度 第3回大島町農業委員会総会議事録

平成30年度定例大島町農業委員会が、平成30年6月25日（月）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

## 1、農業委員会委員は、次の通り

- |         |        |        |         |         |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| 1、土屋茂   | 2、小坂一雄 | 3、新保鐵雄 | 4、五十嵐初代 | 5、中村富長  |
| 6、澤田波夫  | 7、伊藤潔  | 8、春木望  | 9、向山吉昭  | 10、笠間隆夫 |
| 11、山本政一 |        |        |         |         |

## 2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- |        |         |        |        |
|--------|---------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、山下ひとみ | 3、篠原万千 | 4、志村貞昭 |
|--------|---------|--------|--------|

## 3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

- |      |       |             |         |        |
|------|-------|-------------|---------|--------|
| 農業委員 | 7、伊藤潔 | 農地利用最適化推進委員 | 2、山下ひとみ | 3、篠原万千 |
|------|-------|-------------|---------|--------|

## 4、出席職員は次の通り

- |      |      |
|------|------|
| 中田太  | 産業課長 |
| 藤井琢磨 | 主任   |
| 本間百展 | 主事   |

## 5、付議された案件

- 日程第1： 会長報告
- 日程第2： 農地の権利移動の許可について
- 日程第3： 農地の権利設定の許可について
- 日程第4： その他

## 6、本日の書記は次の通り

- |    |      |
|----|------|
| 主事 | 本間百展 |
|----|------|

土屋議長      それでは、平成30年度第3回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名中10名、欠席委員は1名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は4名中2名参加していただいています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は6番委員と8番委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の本間氏を指名いたします。それでは日程第1「会長報告」です。事務局から報告をお願いします。

事務局(本間) それでは説明いたします。1つ目、2つ目は、東京法務局からの「農地の転用事実に関する照会書」についてです。1つ目の所有者は〇〇、申請地は□▲番▲、▲番▲、▲番▲、▲番▲、面積はそれぞれ▲㎡、▲㎡、▲㎡、▲㎡でございます。照会事由ですが、畑を山林に地目変更するためというものです。5月21日の現況調査には農業委員4名(新保、伊藤、春木、山本)と事務局2名で行いました。現地は、写真のとおり山林なので地目の変更は妥当と判断いたしました。2つ目の所有者は〇〇、申請地は□▲番▲、面積は▲㎡でございます。照会事由ですが、畑を山林に地目変更するためというものです。5月21日の現況調査には農業委員4名(新保、伊藤、春木、山本)と事務局2名で行いました。現地は、農業振興地域内なので農地性は有りと判断いたしました。東京法務局には別紙回答書のとおり回答をしております。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。続きましては日程第2、「農地の権利移動の許可」について事務局からの説明をお願いします。

事務局(本間) 「農地の権利移動の許可」について、議案第1号をご説明いたします。11Pをご覧ください。申請人及び譲受人は□▲丁目▲番▲号、〇〇、▲歳。譲渡人は□▲番▲、〇〇、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を有償にて取得し、明日葉を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名。既存の農業機械等ですが、耕運機1台を導入予定です。6月14日の現地調査には農業委員3名(新保、山本、春木)と事務局1名で行いました。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地、□▲番▲は、□から山側へ道なりに約▲m進んだ進行方向右手に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

春木委員 はい。

土屋議長 はい、8番。

春木委員 何十年もそのままの状態なので、畑にするには大変だなという思いで見て来ました。これから明日葉作りを頑張ると言っていますので、きちんとやってもらいたいと思います。今は何十年も経っている雑木林を畑にするのに、昔は東京都の補助金がありました。今はないんですか。

事務局(藤井) 耕作をするための開墾費用等の補助金はあります。

志村推進委員 補助金の話は関係ない。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2、議案第1号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第1号については、原案のとおり承認いたします。続きましては日程第2、議案第2号「農地の権利移動の許可」について事務局からの説明をお願いします。

事務局(本間) 日程第2、「農地の権利移動の許可」について、議案第2号をご説明いたします。14Pをご覧ください。申請人及び譲受人は□▲丁目▲番▲号、○○、▲歳。譲渡人は□▲丁目▲番▲号、○○、▲歳。申請地は、□▲番、面積は▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を有償にて取得し、明日葉、唐辛子を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名。既存の農業機械等ですが、耕運機1台を導入予定です。6月14日の現地調査には農業委員3名(新保、山本、春木)と事務局1名で行いました。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地、□▲番は、□から山側へ▲m道なりに進んだ交差点を直進、そのまま道なりに▲m進んだ進行方向右手に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

春木委員 8番。

土屋議長 はい、8番。

春木委員 ここも100年は経っているだろうという雑木林です。ここを畑にするのは大変だと思いました。業者に頼むと、もの凄いい費用がかかるので、補助金の話が分かりましたらご本人に伝えて、やり易いようにしてあげたいと思います。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。

山本委員 いいですか。

土屋議長 はい、11番。

山本委員 春木さんの報告で日程第2の議案第1号は山林ではないですね。

向山委員 意味が分からない。

山本委員 322㎡の方は山林にはかかってないです。すぐにでも出来る。

土屋議長 それは許可になって、解決しています。

春木委員 説明不足でした。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2、議案第2号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第2号については、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第3、「農地の権利設定の許可」について事務局から説明をお願いします。

事務局(本間) 日程第3、「農地の権利設定の許可」について議案第3号を、ご説明いたします。17Pをご覧ください。申請人及び借受人は□▲丁目▲番▲号、○○、▲歳。貸渡人は□▲

番地、〇〇、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡でございます。申請事由ですが、借受人である〇〇は、貸渡人である〇〇より申請地を無償にて取得し、オリーブを栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名。6月17日の現地調査には農業委員3名（小坂、中村、向山）と事務局1名で行いました。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地、□▲番▲は、□から□に向かい入り約▲m進んだ分岐を左折、そのまま道なりに約▲m進んだ分岐を左折、道なりに約▲m進んだ突き当りを左折し約▲m進んだ進行方向右側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

向山委員 9番。

土屋議長 はい、9番。

向山委員 3号議案に基づく農地の権利移動(設定)についての補足説明をいたします。平成30年6月17日に地元委員の小坂さん、中村さん、私、事務局の本間さんの4名にて申請地の現地調査をいたしました。その結果、3委員とも申請どおり異議なしと認めました。耕作放棄地の解消にも繋がりますので、各委員の方々もよろしくをお願いいたします。申請地の周りは北側が農振、東側は農振普通畑・宅地、南側は普通畑・宅地、西側は深い沢となっております。申請地内は周りを樺の大木、桜、雑木に覆われる防風林となっております、日当たりも良く日照時間も長く、海岸から離れていて塩害被害も少なく、最良の畑です。草刈もされており、いつでもオリーブの苗木を作付できる状態です。申請地の場所は先ほどの事務局の説明いたしましたとおりです。今日の件は平成30年2月26日総会に提出された議案22号の隣接地であり、内容も全く同じ物です。最初はオリーブの苗木を1ヶ所の苗床で育て、約1m20cmに育ったら本植えをし、5年くらいで実がなるとのことです。平らというよりも段々畑・傾斜畑です。以上、補足説明を終わります。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第3、「農地の権利設定の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、日程第3については、原案のとおり承認いたします。続いて、日程第4「その他」について、事務局より説明をお願いします。

事務局(本間) 1つ目は先月の議案になっていました「第58回企業的農業経営顕彰事業の実施」と「第38回農業後継者顕彰事業」についてですが推薦者のご検討いただけましたでしょうか。続きまして2つ目、平成30年度 大島町農業委員会自主研修についてです。今日追加でお配りしました資料をご覧ください。さまざまな取り組みや事例をまとめたものになります。この資料の中で気になる内容があれば、第1希望から第3希望くらいまで丸印等で分かるように印をつけてください。気になる内容が無い場合は、野菜や花、施設、

取り組みなど何を視察したいのか記入してください。来月の総会の時に回収いたしますので、よろしくをお願いします。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関して発言のある方は挙手願います。この件はないようですので、その他ご意見はございますか。

春木委員 8番。

土屋議長 はい、8番。

春木委員 下村さんですけど、オリーブをやるのに現地に行って何か研究はしてきているんですか。

小坂委員 2番。

土屋議長 はい、2番。

小坂委員 小豆島まで行ったか分かりませんが、神奈川県藤沢市で作っている人の紹介で作るそうです。

土屋議長 よろしいですか。他にその他でありましたら。特にないようですので、これをもちまして第3回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員